

占有物件一覧表

1号物件	電柱、電線、変圧塔、郵便ポスト、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物
【例】	交番、公衆便所、消火栓、くずかご、フラワーボックス、ベンチ、上屋、街灯など
2号物件	水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件
【例】	ケーブル管、石油管、熱供給管など
3号物件	鉄道、軌道その他これらに類する施設
【例】	モノレール、鉱石運搬のための索道
4号物件	歩廊、雪よけその他これらに類する施設
【例】	日よけ、アーケードなど
5号物件	地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設
【例】	地下タンク貯蔵所、地下駐車場、防火用地下水槽など
6号物件	露店、商品置場その他これらに類する施設
【例】	屋台、靴磨き、売店、コインロッカー、材料置場など
7号物件	道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある 工作物、物件又は施設で政令(道路法施行令第7条)で定めるもの (下記参照) 1. 看板、標識、旗ざお、パーキングメーター、幕、アーチ 2. 太陽光発電設備、風力発電設備 3. 津波避難施設 4. 工事用板囲、足場、詰所など 5. 土石、竹木、瓦、工事用材料など 6. 耐火建築物を建築する期間中必要となる仮設建築物 7. 都市再開発法に基づく施設のうち一時的に必要な施設 8. 食事施設、購買施設など 9. トンネルの上又は高架下に設ける店舗、倉庫、駐車場、広場など 10. 都市計画法に基づく高度地区内の道路の上空に設ける店舗、倉庫など 11. 応急仮設住宅など 12. 自転車、原付、二輪車を駐車させるために必要な車輪止め装置 13. 高速自動車国道等に設ける休憩所、給油所及び自動車修理所
【例】	